

【特別教育講習】の受講をお勧め致します

従来規則として、イントレ4段・5m以上の高さを組立解体には【足場組立等作業主任者】(国家資格)を所有した者を選任し、作業に立ち会い監視が職務として定められ、組立解体する者全員が【足場の組立等の作業に係る業務の特別教育講習】を修了している必要がありました

新たに、2015年1月施工の労働安全衛生法第6章第59条によると、2017年7月以降は、イントレ3段・5m以下についても、組立・解体する者全員が【特別教育講習】を修了しなくてはならないと定められました

【弊社確認の注意事項です】

※脚立やハシゴの単独使用は除外

※使用者については除外(組立・解体を行う作業者が対象)

(INTOLE-E1・及びCAMSTEP120については、イントレ1段・5m以下)

上記特別教育を未修了者が作業に携わり事故が発生した際は、制作プロダクション(事業者)・作業者が罰則を受ける可能性や保険適用外になる可能性があるそうです

～特別講習を受けられる機関の一部を紹介致します～

- ・ 一般社団法人 建設不動産総合研修センター (Web講座)

<http://www.cecc.or.jp/ashiba-shinki.html>

- ・ 一般社団法人 労働技能講習協会

<https://www.rougi.or.jp/course/tokyo/asiba>

- ・ 建設業労働災害防止協会(東京支部他)

<http://www.kensaibou-t.com/seminar/>

- ・ 財団法人 中小建設業特別教育協会

<https://www.tokubetu.or.jp/kyoiku.html>

